

～中国法曹界の**権威**が解説する～

中国の 知的財産司法保護の新動向 専利法改正の現状



第1部 知的財産司法保護の新動向

- 知識財産裁判廷、知識産権法院、
最高法院知識産権法廷
- 知的財産事件紛争処理の裁判管轄の変化

第2部 第四回「専利法」改正の現状

- 職務発明の問題について
- 信用誠実原則の規定について
- 専利権侵害の損害賠償の問題
- 専利行政機関の法的執行の権限
- 医薬専利の存続期間の補償の問題
- 医薬品のパテントリンケージ制度の創設の探索

講師 程永順

北京務実知識産権発展センター 所長

1984年-2005年 裁判官として特許訴訟を数多く担当。

- ・元北京高級人民法院 知的財産廷 副廷長（元シニア判事）
- ・最高人民法院 知識産権廷に出向（1996年3月～1999年1月）、
工業所有権グループ長

2005年- 北京務実知識産権発展センター（NGO）を創設、所長に就任、現在に至る。

程永順氏は、最も早期から中国における知的財産裁判に従事した裁判官の一人である。裁判官の在任中、多くの影響力の大きい事件の審理に首席裁判官または裁判官として関与した。2003年にイギリスの「知的財産管理」誌の「世界で最も影響力を有する知財人物トップ50」の一人に選ばれた。

2005年に退官し、現在は北京務実知識産権発展センターにて、知的財産保護に関する研究に従事する。現在、中国知的財産法学会の副会長、中国人民大学知的財産学院の教授、北京大学法学院大学院生（修士）の指導教授、暨南大学知識産権研究院講座教授を兼任している。法改正作業部会のメンバー、学会理事等の多数の要職を歴任し、長年の実績に裏付けられた提言により尊敬を集めている中国法曹界の重鎮である。

日時：10/31（木） 13：30～16：30
（13：00開場）

場所：TKP東京駅セントラルカンファレンス
センター 11階 ホール11A

参加
無料

中国特許の 今を知る

逐次通訳 洗理恵 (三枝国際特許事務所 弁理士)



1982年中国浙江理工大学を卒業し、工学士を取得。1990年に日本東京大学大学院農学及び生命科学研究科博士課程を卒業し、農学博士を取得。2003年弁理士登録、2005年特定侵害訴訟代理業務の付記登録、2007年日本一橋大学大学院国際企業戦略研究科知財プログラムを卒業し、経営法修士を取得した。
日本の化粧品会社で研究開発に従事した後、日本特許事務所に勤務。その後、日本化学品メーカ、日本電機メーカの知的財産センターに勤務し、権利化業務等を担当した。
2019年8月から三枝国際特許事務所に入所。

セミナープログラム

13:30~13:35	開会のご挨拶
13:35~14:35	第1部 知的財産司法保護の新動向
14:35~15:00	コーヒープレイク
15:00~16:00	第2部 第四回「専利法」改正の現状
16:00~16:30	質疑応答

●会場へのアクセス



●セミナーに関するお問い合わせ

三枝国際特許事務所 担当：柚木 (cr-saegusa@saegusa-pat.co.jp)